

博物館だより

No.59

平成23年3月1日

みやこ町歴史民俗博物館発行
福岡県京都郡みやこ町豊津1122-13
TEL 0930-33-4666
FAX 0930-33-4667

小宮豊隆展 「漱石からの手紙」

当館では、3月21日(月)まで、企画展「小宮豊隆と漱石からの手紙」を開催しています。小宮豊隆は、明治17年(1884)、現在のみやこ町犀川久富に生まれ、夏目漱石の門下として活躍し、またドイツ文学者として大きな功績を遺した人物です。

今回の企画展では、小宮豊隆氏のご遺族から借用した漱石の書簡や書画など約60点を展示しています。ぜひ、「漱石からの手紙」を観てください。



▲明治36年 旧制豊津中学校の卒業記念
に小笠原神社境内で撮影(右 豊隆)

■開催期間
みやこ町歴史民俗博物館展示室
常設展示の観覧料で「」観じた

平成23年3月21日(月)まで

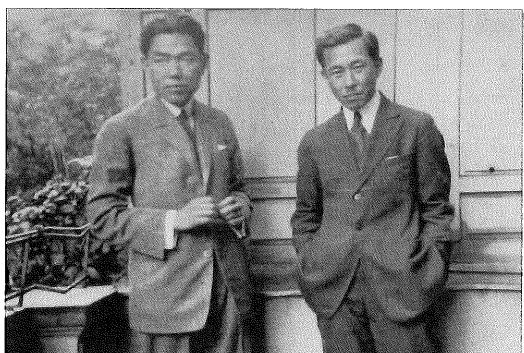
■開催場所

みやこ町歴史民俗博物館展示室

■観覧料
常設展示の観覧料で「」観じた

平成23年3月21日(月)まで
高校生以下 100円
大人 200円

■主な展示品
夏目漱石「菊花図」、同「書架図」、
同「木屑録」自筆原本、小宮豊隆
宛て夏目漱石書簡7通、夏目漱石
自筆短冊 他



▲大正12年 木下空太郎と共に(右 豊隆)

| 文化講演会のお知らせ | |
|------------|---------------------------|
| ■演題 | 平成23年3月13日(日) 午後2時00分~ |
| ■場所 | 当館研修室 |
| ■講師 | 上毛町教育委員会 文化財係長 末永浩一氏 |
| ■実施日 | 毎月第3土曜日 午前9時30分~ |

- 講師 宮原加代子先生
- 内容 ふるさと出身の漢学者・吉田学軒(昭和の元号創案者の詩の鑑賞を中心に、日本人の生活に溶け込んでいる漢語ことばを日本語的に再発見してゆきます)漢詩の基礎もまじえて学習しますので初心者も歓迎です。
- 実施日 毎月第1土曜日 午前の9時30分~
- 用紙・筆記具を「持参ください。
- 古典かな講座
- 講師 宮原加代子先生
- 内容 飯尾宗祇(連歌作者・古典学者)の旅日記「筑紫道記」を鑑賞し、手習いをします。初心者も大歓迎!
- 実施日 每月第3土曜日 午前9時30分~

歴史を学ぼう! 文化にふれよう!

歴史講座受講生募集!

博物館では、「歴史講座」の受講生を募集しています。

古文書講座

●講師 当館学芸員 川本英紀
●内容 江戸時代の人々が「くずし字」で書いた手紙や日記などを解読します。とくに、みやこ町に

文書講座「金曜古文書講座」「みやこ学講座」の四講座があります。各講座では毎回実費資料代として200円が必要となります。また、継続して受講を希望される方の申し込みは不要です。受講希望の方はお気軽に博物館までお問い合わせください。

●実施日 毎月第2土曜日 午前10時00分~

漢詩文講座

●講師 川本英紀
●内容 博物館に収蔵される古文書を主なテキストとして、江戸時代後期以降の豊前地域をめぐる行政・生活・文化に関する様々な情報を読み解きます。

●実施日 毎月第4金曜日 午前10時00分~

みやこ学講座

●講師 川本英紀・辛嶋真治・木村達美

●内容 郷土の歴史について、講義ばかりでなく、実際に現地(遺跡や博物館など)を見学したり、ゆかりの実物資料に触れたりしながら体験的に学習します。

金曜古文書講座

●講師 川本英紀
●内容 江戸時代の人々が「くずし字」で書いた手紙や日記などを解読します。とくに、みやこ町に

見学会はその都度連絡します。

みやこ歴史発見伝

番外編

文化財保護法にもとづいた

埋蔵文化財の保護

埋蔵文化財について

みやこ町は、古代豊前国の行政である国府がおかれた国ごとの仏教・学問などの中心となつた国分寺が築かれるなど、まさに豊前地方における「みやこ」として数多くの文化財を残し、伝えています。このうち、地下に埋もれている場合が多いため、日常は目にする機会の少ない文化財として「埋蔵文化財」がありますが、この文化財は当時の生活の様子が土によって保存されているだけに、地域の歴史・文化を具体的な遺構や出土品によつて明らかにできるという特色があります。それだけに、地域はもちろん、わが国の歴史や文化を知るうえで欠かせない、大切に保護すべきものとして、文化財保護法にもその保護措置が規定されています。

みやこ町では国府・国分寺のほかにも綾塚・橋塚古墳、御所ヶ谷神籠石(国指定史跡)などを代表的に重要な遺跡は国や県、町の指定史跡として保護しています。このほかにもさまざま

時代の、いろいろな種類の埋蔵文化財が平野・山間地を問わず豊富に残されています。

埋蔵文化財を保護するために

埋蔵文化財は私たちの暮らしのなかで行われるさまざまな開発行為によって、破壊される危険を伴っています。これを避けるために行つているのが埋蔵文化財の事前審査で、みやこ町でも文化財保護法の規定により、その手続きを次のように行っています。

まずは町教育委員会の窓口で開発予定地の「埋蔵文化財の有無の照会」を行つていただくことで審査が始まります。開発の内容や予定地によつては試掘調査や確認調査が必要な場合もありますので、開発を計画された場合には、早めにお問い合わせください。開発予定地における埋蔵文化財の有無の照会を行う際には必要な情報を記した書類を提出していただきます。様式はみやこ町歴史民俗博物館の窓口に用意しておりますのでお申込ください。なお、試掘調査や

【本発掘調査】 試掘調査等によって所在が確認された埋蔵文化財のうち、開発行為によつて破壊せざるをえないものについて記録保存のため行うもの。

【周知の埋蔵文化財包蔵地外の土地における試掘調査について】 「周知の埋蔵文化財包蔵地外の土地」とは、明確な遺跡としての登録はなされていないが、埋蔵文化財の特性上、遺跡が所在地である可能性がまだ残されていることで「遺跡ではない土地」であつても「遺跡がない土地」とはいいきれない土地も含

ります。こうした土地は工事途中で遺跡が発見された場合には、工事を中断して保存のための協議を行ふ必要があります(文化財保護法第96条)。したがつて工事計画に支障が生じるのを防ぐため、こうした場所については遺跡の有無の確認のための「試掘

地」とはいいきれない土地も含まれます。こうした土地は工事途中で遺跡が発見された場合には、工事の際に新たに遺跡や遺物を発見されたとき(不時発見)は、現場の状況を変えることなく、届出が必要ですので、速やかに町教育委員会までご連絡下さい。

「調査」を行うことで工事途中での発見を防ぐようにしています。工事の際に新たに遺跡や遺物を発見されたとき(不時発見)は、現場の状況を変えることなく、届出が必要ですので、速やかに町教育委員会までご連絡下さい。

埋蔵文化財に関する問い合わせ先

生涯学習課文化係(博物館内)
TEL 0930・33・4666

「地」とはいきれない土地も含まれます。こうした土地は工事途中で遺跡が発見された場合には、工事の際に新たに遺跡や遺物を発見されたとき(不時発見)は、現場の状況を変えることなく、届出が必要ですので、速やかに町教育委員会までご連絡下さい。

「調査」を行うことで工事途中での発見を防ぐようにしています。工事の際に新たに遺跡や遺物を発見されたとき(不時発見)は、現場の状況を変えることなく、届出が必要ですので、速やかに町教育委員会までご連絡下さい。

※埋蔵文化財事前審査の流れ

